主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は末尾に添附した弁護人大蔵敏彦作成名義の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対し次のとおり判断する。

自白に対する補強証拠は自白する犯罪事実の全体に亘つて逐一存在しなければならないものではなく、自白の真実性を裏付し、自白が架空でないことを保障することができるものであれば十分であることは己に判例の示すところである。(昭和二三年(れ)第六一号、同年一一月五日、昭和二三年(れ)第七七号、昭和二四年五月一八日、各最高裁判所大法廷判決参照)

よつて本件控訴は理由のないものであるから、刑事訴訟法第三九六条に則りこれ を棄却すべきものとして主文のとおり判決する。

(裁判長判事 久礼田益喜 判事 武田軍治 判事 石井文治)